

自動販売機設置協定書（観光支援自販機）

後記フルオベ契約者（以下、甲と言う）、ダイドーウエストベンディング（株）（以下、乙と言う）は、観光支援自販機での商品販売場所の提供に関して、下記のとおり協定（以下、本協定と言う）を締結する。

記

- 乙は、甲の許諾のもと、甲が自動販売機の設置を許諾する権限を有する場所に（以下、観光支援自販機と言う）を設置する。観光支援自販機とは、乙が当該自販機の売上収益の一部を北栄町観光協会に対し支援金進用する自販機を言う。
- 甲は、乙の社員ならびに乙の指定するものが当該自販機への商品の補充、売上金の回収、保全・修理等（以下、オペレーション業務と言う）の為に設置場所へ出入りすることを認める。
- 甲、乙は、当該自販機の管理、運営にあたり、次の事項を遵守するものとする。
 - ①乙は、自己の負担と責任においてオペレーション業務を行う。
 - ②甲は、乙のオペレーション業務に善意をもって協力し、当該自販機に故障またはその他の異常を発見したときは、ただちに乙に連絡する。
 - ③乙は、当該自販機の正常な稼動に必要な電気を自己の負担によって供給するものとする。当該自販機に懸かる電気代は乙負担とする。
 - ④甲は、当該自販機の借用権を請求することができない。
 - ⑤当該自販機を移動または撤去するときは、甲、乙事前の協議の上、乙の責任において行う。なお、甲、乙以外のものが乙の承諾なしに当該自販機を移動または撤去することはできない。
- 乙は当該自販機により商品を販売するものとし、これに対する支援金として、乙が甲に支払う支援金は次の通りとする。
 - ①支援金は、当該自販機にて1ヶ月間に販売した総売上の20%とする。（消費税別）
 - ②乙は、支援金に消費税を加算して支払うものとする。
 - ③支援金は、毎月末日締切翌月10日（休日の場合はその翌日）に甲の口座に振込むものとする。尚、振込み手数料は乙の負担とする。
- 乙は当該自販機にかかる電気代として、月額2,778円（消費税別）を甲に年払いで支払うものとする。（毎年3月納付書にて支払い）
- 乙は、甲が次のいずれかに該当したとき、甲に対して何らの通知、催告を要せず本協定を解除することができる。
 - ①本協定の各条項に違反したとき。
 - ②破産、民事再生、会社更生の申立てがあったときまたは清算したとき。
 - ③差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあったとき。
 - ④手形または小切手を不渡りとし、または支払停止、支払不能に陥ったとき。
 - ⑤反社会勢力またはその関係者、関係団体であるとき。
 - ⑥その他信用状況の悪化など、本協定を継続し難い事由が生じたとき。
- 甲、乙は、販売見込み違い、その他の事情・当該自販機に関わるクレーム等にて、その解決法が見出せないとき、または当該自販機をたびたび破損させられたときには、協議の上、本協定を解除することができる。
- 甲および乙は、本協定および本協定から生じる全部または一部の権利義務および当該自販機を第三者に譲渡または貸与し、もしくは担保に供してはならない。
- 本協定書の期間は、令和元年10月1日より6ヶ月間とする。尚、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何等申し出がない場合は、本協定はさらに1年間自動的に延長されるものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。
- 本協定書に定めのない事項については、甲、乙が協議して解決を図る。 契約日 令和元年10月1日

自販機設置場所			
設置先名	運転免許試験場跡地トイレ前 TEL 0858-37-5515		
設置先住所	鳥取県東伯郡由良宿1289番地3		
機種	D16W36S6GHL	機番	603079477
管理NO	1426029		

フルオベ契約者	
〒 689-2292 TEL 0858-37-3111	
住所	鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
契約者	北栄町長 松本 昭夫 印

支援金振込口座				
口座名義人	北栄町観光協会 会長 山根 敬一			
金融機関	支店	種目	口座番号	
鳥取中央農協	大栄支所	普通	1	074282

特約店	
〒 682-0925 TEL 0858-28-0375	
住所	鳥取県倉吉市秋喜379-4
氏名	ダイドーウエストベンディング株式会社 倉吉営業所 印

自動販売機設置協定書（観光支援自販機）

後記フルオベ契約者（以下、甲と言う）、ダイドーウエストベンディング（株）（以下、乙と言う）は、観光支援自販機での商品販売場所の提供に関して、下記のとおり協定（以下、本協定と言う）を締結する。

記

- 乙は、甲の許諾のもと、甲が自動販売機の設置を許諾する権限を有する場所（以下、観光支援自販機と言う）を設置する。観光支援自販機とは、乙が当該自販機の売上収益の一部を北栄町観光協会に対し支援金運用する自販機を言う。
- 甲は、乙の社員ならびに乙の指定するものが当該自販機への商品の補充、売上金の回収、保全・修理等（以下、オペレーション業務と言う）の為に設置場所へ出入りすることを認める。
- 甲、乙は、当該自販機の管理、運営にあたり、次の事項を遵守するものとする。
 - ①乙は、自己の負担と責任においてオペレーション業務を行う。
 - ②甲は、乙のオペレーション業務に留意をもって協力し、当該自販機に故障またはその他の異常を発見したときは、ただちに乙に連絡する。
 - ③乙は、当該自販機の正常な稼働に必要な電気を自己の負担によって供給するものとする。当該自販機に懸かる電気代は乙負担とする。
 - ④甲は、当該自販機の借用権を請求することができない。
 - ⑤当該自販機を移動または撤去するときは、甲、乙事前の協議の上、乙の責任において行う。なお、甲、乙以外のものが乙の承諾なしに当該自販機を移動または撤去することはできない。
- 乙は当該自販機により商品を販売するものとし、これに対する支援金として、乙が甲に支払う支援金は次の通りとする。
 - ①支援金は、当該自販機にて1ヶ月間に販売した総売上金の20%とする。（消費税別）
 - ②乙は、支援金に消費税を加算して支払うものとする。
 - ③支援金は、毎月 木 日締切翌月 10 日（休日の場合はその翌日）に甲の口座に振込むものとする。尚、振込み手数料は 乙 の負担とする。
- 乙は当該自販機にかかる電気代として、月額2,778円（消費税別）を 甲に年払いで支払うものとする。（毎年3月納付書にて支払い）
- 乙は、甲が次のいずれかに該当したとき、甲に対して何らの通知、催告を要せず本協定を解除することができる。
 - ①本協定の各条項に違反したとき。
 - ②破産、民事再生、会社更生の申立てがあったときまたは清算したとき。
 - ③差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあったとき。
 - ④手形または小切手を不渡りとし、または支払停止、支払不能に陥ったとき。
 - ⑤反社会勢力またはその関係者、関係団体であるとき。
 - ⑥その他信用状況の悪化など、本協定を継続し難い事由が生じたとき。
- 甲、乙は、販売見込み違い、その他の事情・当該自販機に関わるクレーム等にて、その解決法が見出せないとき、または当該自販機をたびたび被損させられたときには、協議の上、本協定を解除することができる。
- 甲および乙は、本協定および本協定から生じる全部または一部の権利義務および当該自販機を第三者に譲渡または貸与し、もしくは担保に供してはならない。
- 本協定書の期間は、令和 元 年 10 月 1 日より6ヶ月間とする。尚、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何等申し出がない場合は、本協定はさらに1年間自動的に延長されるものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。
- 本協定書に定めのない事項については、甲、乙が協議して解決を図る。 契約日 令和 元 年 10 月 1 日

自販機設置場所			
設置先名	北栄町北条農村改善センター		TEL 0858-37-5515
設置先住所	鳥取県東伯郡北栄町田井7-1		
機種	D15W36S6GHL	機番	4860629
管理NO	1416044		

フルオベ契約者	
住所	〒 689-2292 TEL 0858-37-3111 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
契約者	北栄町長 松本 昭夫 印

支援金振込口座			
口座名義人	北栄町観光協会 会長 山樹 敬一		
金融機関	支店	種目	口座番号
鳥取中央農協	大栄支所	普通	1 0 7 4 2 8 2

特約店	
住所	〒 682-0925 TEL 0858-28-0375 鳥取県倉吉市秋喜379-4
氏名	ダイドーウエストベンディング株式会社 倉吉営業所 印